

八条中学校生徒指導及び 生活について

八条中学校生徒指導部



1日の生活の様子

- 予鈴8:25分
(この時間に校門を通過すること)
- 8:30分～40分
朝読書
- 8時40分～45分
朝学活
- 授業開始8:45～



下校時間

- 部活動生徒、または
部活動がない場合
* 午後4時30分
- 部活動に参加してい
る生徒
* 午後5時30分
(冬季は午後5時)



1日の生活の流れ

登校の様子



朝読書の様子



授業の様子1



の様子2



昼食の様子



星休みの様子



八条中学校の標準服

冬服

- ・男女ともカッターポロシャツとブレザー
- ・スクールセーターについてはブレザーの下に着用を認める

夏服

- ・男女ともポロシャツ

ディスプレイ参照

特例として



- 11月下旬より防寒用のセーター、トレーナー、コートの着用を認め
る。
- セーター、トレーナーは白、黒、紺、グレーとする。
- 防寒コートは登下校時のみで校内で着用しない。

通学靴・靴下

- 運動靴
(色・形は自由)



- 色は自由。
(ルーズソックスはダメ)



日常生活について

(1) 服装・持ち物について

中学校では、中学生らしい生活習慣を身につけてもらうために、いろいろ約束事があります。きめられた服装や頭髪をするように、ご家庭でもご注意ください。

- ・服装は、中学生らしく常に清潔で派手でないものを着用する。
- ・ズボン、スカート、ブレザー、ニットシャツについては、男女とも学校指定のものを着用すること。
- ・靴については、体育の授業で使える運動靴を着用すること。
- ・セーターについては寒いときのみ上着の下に紺・黒・灰色を着用してもよい。
- ・防寒着(マフラー や 手袋 等を含む)については、登下校時の使用を認める。
- ・装飾品については、衣服にはつけないこと。また、カバンにつけるときも、度が過ぎないようにする。カバンは特に規定していません。
- ・時計は禁止。その他不必要な金銭、貴重品等は持参しないこと。



日常生活について

(2) 昼食について

中学校の昼食は、家庭からお弁当を持参されるか、学校給食を利用するか、または、登校前にコンビニ等でおにぎりやサンドウィッチなどを購入してきてもかまいません。

学校でお茶(やかん1個分)を用意しますが、乳飲料などを持ってきてもかまいません。



日常生活について

(3) 学習について

教科担任制ですので教科ごとに教師が替わります。また、ご入学を機会にご家庭でも自学自習の習慣が身につくよう、ご協力の程、お願いします。

・小学校時に使用したソプラノリコーダーや水彩絵の具・彫刻刀などは、中学校でも引き続き使用しますので保管しておいてください。



頭髪・持ち物など

- 下着としてTシャツを着用するときは、白色でワンポイントマーク程度。
- 頭髪のパーマ、染髪は禁止。
- 装飾品、ピアス、ネックレスは禁止。
- 所持品として中学生活に不要なものを持つてこない。(携帯電話、時計、お金、ゲームなど)



外出について

- ・ 登校してきたら原則として外出は認めない。
- ・ ただし、担任、教科担任、部活動顧問の許可がある場合は特例として認める。



その他の留意事項1

- ・ 欠席、遅刻、早退、忌引き、体育時の見学などは生徒手帳の届出欄を使用する。
- ・ 部活動はできるだけ3年間続けられるような自分にあつた部を選択する。(部の転退部は認めています)
- ・ 学校生活上、注意や配慮を要する病気や身体上の理由がある場合は担任に必ず連絡してください。
- ・ 昼食はご家庭から弁当を持参させるか、学校給食を申し込むか選択してください。(昼食を用意出来ない場合はおにぎり、パンなどを購入してきてもよい。ただし、ゴミは持ち帰り)



その他の留意事項2

- ・ 昼食はお茶を準備していますが、ご家庭から持参されてもかまいません。
- ・ 飲み物はお茶、乳飲料などを認めています。
- ・ 朝食は必ず食べてから登校するようにしてください。
(朝食が食べられない時は、病気や不調の前兆と考えられます)

- ・ 本校にはスクールカウンセラーが来校しています。ご利用の場合は教頭まで連絡してください。

部活動の様子



部活動の様子



部活動の様子



部活動の様子



部活動について

体育部

- ・野球(男)
- ・陸上(男女)
- ・ソフトテニス(男女)
- ・バレーボール(男女)
- ・柔道(男女)

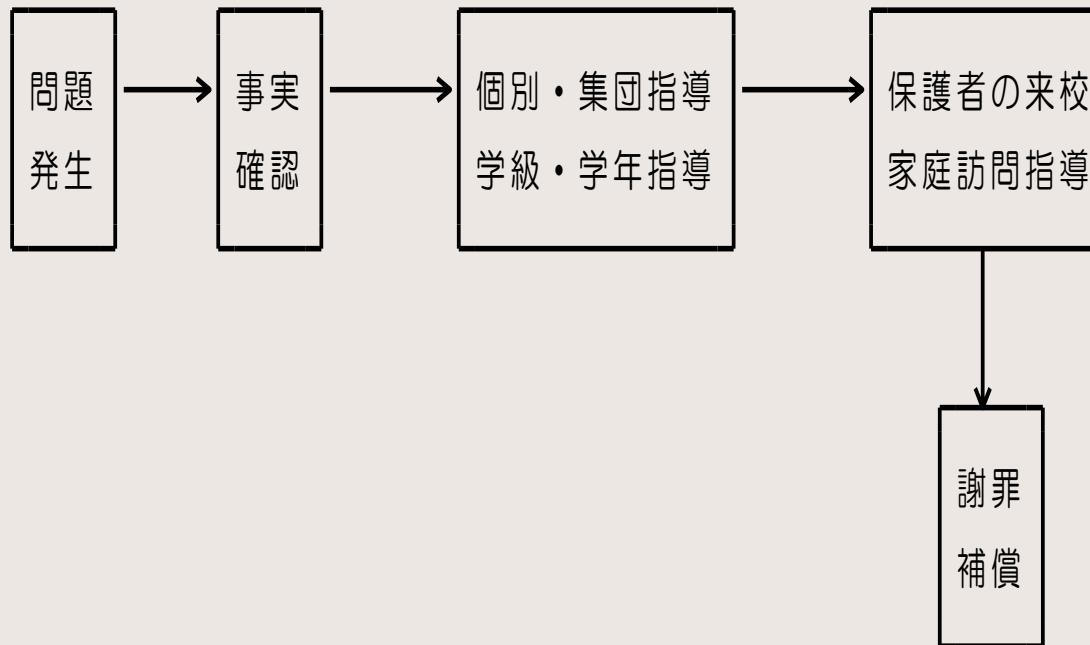
文化部

- ・吹奏楽(男女)
- ・美術(男女)
- ・フィールドサイエンス(男女)

本校の生徒指導について1

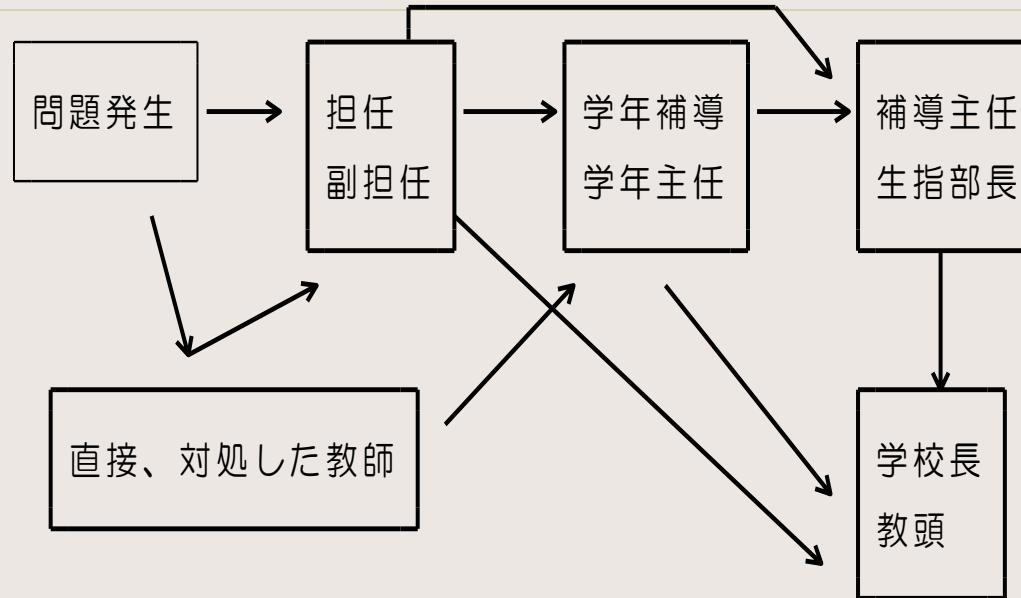
★問題行動の発生時の処置

(いじめ、嫌がらせを含む)



本校の生徒指導について2

★ 問題発生後の連絡体制



- ・必要に応じて、緊急学年会、補導部会、職員会議を開き対処して行く。
- ・生徒指導記録などを利用し、連絡を確実に行う。

学校いじめ防止等基本方針にともなう組織での対応



本校の生徒指導について3

不登校や特別な支援が必要な生徒について

現在、不登校や特別な支援が必要な生徒への取組は、主に学級担任が中心に取り組んでいますが、学年、学校全体としての問題としてとらえ、取り組んでいます。

また、SC(スクールカウンセラー)学びのパートナーや学生ボランティアなどにも協力していただき、学力保障を行うようにしています。

その他、生徒指導で気にかかる事柄がありましたら、担任、生徒指導主任などが中心になり取り組んで行きます。



終わり